

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年6月29日
【会社名】	平和紙業株式会社
【英訳名】	HEIWA PAPER CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 清家 義雄
【本店の所在の場所】	東京都中央区新川1丁目22番11号
【電話番号】	03-3206-8501
【事務連絡者氏名】	取締役管理統括本部長 田口 雅史
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区新川1丁目22番11号
【電話番号】	03-3206-8501
【事務連絡者氏名】	取締役管理統括本部長 田口 雅史
【縦覧に供する場所】	平和紙業株式会社 大阪本店 (大阪市中央区南船場2丁目3番23号) 平和紙業株式会社 名古屋支店 (名古屋市中村区名駅3丁目5番4号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

2026年6月25日開催の当社第93期定時株主総会において決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

2026年6月25日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件

期末配当に関する事項

1. 配当財産の種類

金銭

2. 配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金6円 総額55,506,132円

3. 剰余金の配当が効力を生じる日

2026年6月26日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 監査等委員会設置会社への移行に伴い、監査等委員である取締役および監査等委員会に関する規定の新設ならびに監査役および監査役会に関する規定の削除等の変更を行う。

2. 株主総会の招集地を制限する規定を削除する。

3. 取締役会の決議によって法令の定める範囲内で責任を免除することができる旨、および当社と業務執行取締役等でない取締役との間で責任限定契約を締結することができる旨の規定を新設する。

4. 剰余金の配当等を取締役会の決議により行うことができる規定を新設する。

5. その他、上記の各変更に伴う字句の修正等所要の変更を行う。

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）として、清家義雄、坂野一俊、矢野恵一、横山秀雄、小宮崇、小島正之、田口雅史、柴田貢の各氏を選任する。

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役として、杉岡賢、松岡幸秀、原浩之の各氏を選任する。

第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

補欠の監査等委員である取締役として、柴田貢氏を選任する。

第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額は年額2億40百万円以内（うち社外取締役分は40百万円以内）とする。

第7号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

監査等委員である取締役の報酬等の額は年額68百万円以内とする。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対および棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成 (個)	反対 (個)	棄権 (個)	可決要件	決議結果および賛成の割合 (注) 4
第1号議案	79,675	102	0	(注) 1	可決 99.87%
第2号議案	79,665	112	0	(注) 2	可決 99.86%
第3号議案					
清家 義雄	79,641	136	0	(注) 3	可決 99.83%
坂野 一俊	79,654	123	0		可決 99.85%
矢野 恵一	79,662	115	0		可決 99.86%
横山 秀雄	79,662	115	0		可決 99.86%
小宮 崇	79,665	112	0		可決 99.86%
小島 正之	79,662	115	0		可決 99.86%
田口 雅史	79,642	135	0		可決 99.83%
柴田 貢	79,599	178	0		可決 99.78%
第4号議案					
杉岡 賢	79,629	148	0	(注) 3	可決 99.81%
松岡 幸秀	79,618	159	0		可決 99.80%
原 浩之	79,649	128	0		可決 99.84%
第5号議案					
柴田 貢	79,593	184	0	(注) 3	可決 99.77%
第6号議案	79,485	292	0	(注) 1	可決 99.63%
第7号議案	79,506	271	0	(注) 1	可決 99.66%

- (注) 1. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成による。
2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席および出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。
3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席および出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。
4. 賛成の割合の計算方法は、本株主総会に出席した株主の議決権の数に対して、賛成が確認できた議決権の数の割合であります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分および当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本株主総会当日出席株主のうち、賛成、反対および棄権の確認ができていない議決権の数は加算しておりません。

以上